

平成 16 年 5 月 6 日

金融庁監督局銀行第二課 御中

全国銀行協会

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(案)」に対する 全銀協意見書について

今般、当協会では、平成 16 年 4 月 2 日付「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(案)」に対する意見書を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 総論

「監督指針の策定に伴い、事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)(以下、「事務ガイドライン」)は、中小・地域金融機関の関連項目以外について規定されることとなる(2 3 監督指針の位置付け)」とあるが、従来の事務ガイドラインと本監督指針の関係・位置付けの明示、廃止となる箇所、引き続き適用される箇所等の考え方を明示されたい。

また、本監督指針の制定にあたり、事務ガイドラインや金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)について改訂がある場合には、パブリックコメントに付していただきたい。

さらに、今後、主要行向けにも同趣旨の監督指針を策定する予定はあるのか。

2. 各論

(1) 「 - 1 - 3 (3) 」(8 頁)

「内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、銀行の内部監査部門に対し、経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする」とあるが、内部監査部門の機能、業務を踏まえると、「経営管理の状況等」は「経営管理に対する内部監査の実施状況等」と修正すべきである。

(2) 「 - 3 - 4 - 1 - 2(5) イ 」(40 頁)

「こうした過程における借り手企業の業況や財務内容、担保提供を受けた資産の評価等に関する銀行の判断について」とあるが、担保物件を売買する場合の買主等との関係、第三者担保提供の場合の第三者との関係で、トラブルとなる可能性は否定できない。

このため、「担保提供」の前に「また必要に応じて」を追加すべきである。

(3) 「 - 3 - 5」(51 頁)

「主な着眼点」として危機の発生原因（自然災害、事故、風評、対企業犯罪等）毎に、危機管理マニュアルの策定や定期的な点検・訓練の実施等、危機管理体制を構築しているかが記載されている。

しかし、危機の発生原因毎に個別の状況を想定した危機管理マニュアルを整備することは、実務的に不可能であり、また過度なマニュアル整備を要請することにつながりかねない。

かつ、危機管理体制の整備については、危機の定義も含め、画一的な取り扱いを金融機関に求めるのではなく、各金融機関の業務の実態等を踏まえた自主的な取組みを最大限尊重していただきたい。

以上により、危機管理体制の整備については、自然災害、事故、風評、対企業犯罪等によってもたらされる具体的な事象（例えば、店舗の倒壊、各種システムの機能停止、風評による預金流出等）に対して実施することも認めるべきである。

(4) 「 - 3 - 1(1) 」(123 頁)

「行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、『不利益な取り扱い』に当たる場合があることに注意する」とあるが、このような事実を公表した場合には、相手方に対する社会的制裁として機能する可能性が高い。また、そもそも、銀行法第 24 条、第 26 条に基づく処分が可能であるにも関わらず、金融行政によって知り得た情報を、法律の根拠なく公表すること自体考えにくい。

このような観点から「行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することについては、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能し、『不利益な取り扱い』となる可能性が高いことに注意する」と修正すべきである。

以 上